

協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この協定説明書によるものとする

1. 公告日 令和8年1月28日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定（案）は、別添一のとおりである。

(3) ここに記載のない基本協定の概要は、公告1. (2)～(7)のとおり。

4. 基本協定締結のために必要な要件

公告2. (1)～(7)のとおり。

5. 評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について評価する。

(2) 評価項目

記載事項	内容に関する留意事項
①申請書 「様式－1」	1) 様式は「様式－1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 2) 経常建設共同企業体にあっては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
②工事実施体制 「様式－2」 「様式－A」 「様式－B」	1) 様式は「様式－2」、「様式－A」及び「様式－B」とする。 2) 堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事又は緊急を要する小規模な応急対策作業（以下「小規模作業」）を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 【緊急を要する小規模な応急対策作業の例】 土のう積み工（釜段工、月の輪工等）、シート張り工、木流し工、土のう袋投入工、その他 3) 保有資材、機材については、令和8年1月末時点において自社及び協力会社所有の物とする。 4) なお、協力会社がリース会社である場合は、確実に確保できる物のみを対象とする。

記載事項	内容に関する留意事項
③災害時応急対策工事等の協定締結の実績 「様式－3」	<p>1) 様式は「様式－3」とする。</p> <p>2) 対象となる協定は、河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（令和5年4月1日以降）に締結したもので、かつ、協定締結の相手方は国、県、市町村とする。</p> <p>3) なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。但し、協定書又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。</p> <p>4) 経常建設共同企業体にあっては、各構成員単独の実績も対象とする。</p> <p>5) 実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。遠賀川河川事務所の締結実績については、写しを添付する必要はない。</p>
④洪水時河川巡視の活動実績 「様式－4」	<p>1) 様式は「様式－4」とする。</p> <p>2) 対象は、降雨に伴い河川水位が上昇した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、過去2ヶ年度+当該年度（令和5年4月1日以降）に活動したものとする。</p> <p>3) 記載にあたっては、河川巡視業務を元請け又は下請けについて、「契約形態」の欄に記載すること。</p> <p>4) 経常建設共同企業体にあっては、各構成員単独の実績も対象とする。</p> <p>5) 実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。</p>

(3) 上記の評価項目において、添付すべき資料がない場合は、評価しないものとする。
参加資格に係る資料に不足がある場合は、不足資料の提出を求め、参加資格を認める場合がある。

「既に解散した経常及び特定建設共同企業体（以下「解散後の建設共同企業体」という）について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

①施工実績

単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。

②企業の評価の方法

- 1) 工事成績：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。
- 2) 表彰：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。
- 3) 実績：その外の評価項目（「安全管理の状況」、「災害時等応急対策工事等の協定締結の実績」、「洪水時河川巡視の活動実績」等）についても資料が提出された場合は、単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を評価の対象とする。

③その他

- 1) 同一の経常及び地域、特定建設共同企業体の企業の実績は認め、評価対象とする。
- 2) 上記①②及び③1)については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体については出資比率は

問わない。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課 専門官（内線509）
電話 0949-22-2035 FAX 0949-22-1855

7. 基本協定締結参加資格の確認等

（1）基本協定締結の参加希望者は、次に掲げるところに従い申請書等を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、基本協定を締結することができない。

① 提出期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記6. に同じ

③ 提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

工務課メールアドレス（qsr-onga_koumu01@mlit.go.jp）に提出する。なお、様式-1については会社の代表印を押印した資料のスキャンデータをPDFにして提出すること。

（2）申請書は、別記「様式-1」により作成すること。会社の代表印を押印すること。

（3）その他

① 申請書及び基本協定の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。

④ 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 提出された申請書に関する内容について、提出企業への臨場・電話確認及び、協力会社等へも直接確認を行うことがある。

⑥ 資機材の申請様式は、別添エクセルファイル「事業者申請（確定版）」の「基本情報」、「①保有機械登録（様式A）」「②保有資材登録（様式B）」の3シートに記入し、提出すること。

記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。

なお、本協定締結後、他機関（県・市町村等）の災害協定も締結している場合は、

「①保有機械登録（様式A）」「②保有資材登録（様式B）」の2シートの「⑨備考欄」にそれぞれ他機関協定の自治体名等も追加記載し、担当課・出張所等職員へ、再度提出すること。

8. 協定説明書に対する質問

（1）この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

工務課メールアドレス (qsr-onga_koumu01@mlit.go.jp) に提出する。

(注) 電子メールにより提出した場合はメール送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、電子メール等により令和8年2月9日（月）までに行う。

9. 基本協定締結者の通知

(1) 基本協定締結者への通知

基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和8年3月11日（水）を予定している。

(2) 基本協定締結の期日

基本協定締結の期日については、令和8年3月23日（月）を予定している。

10. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限：令和8年3月16日（月）17時00分

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

工務課メールアドレス (qsr-onga_koumu01@mlit.go.jp) に提出する。

(注) 電子メールにより提出した場合はメール送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和8年3月19日（木）までに説明を求めた者に対し、電子メール等により回答する。

11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。

(3) 基本協定締結後は、一般土木工事、維持修繕工事の業種において、総合評価入札制度の評価対象となる。

(4) 洪水時等河川巡視については、基本協定に基づく単価により実績に応じ精算する。

(別表1) 評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
工事実施体制	■工事実施体制 (様式-2) ・不適切と判断される場合に、非選定とする。	—
	■保有資機材 保有機械様式：様式A 保有資材様式：様式B ・不適切と判断される場合に、非選定とする。	—
施工実績	■施工実績 ・過去5ヶ年度+当該年度における遠賀川河川事務所発注の土木関係工事の施工実績	10
	■工事成績の評価 ・九州地方整備局発注の過去2ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点 ・遠賀川河川事務所発注の過去5ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点	10
	■工事成績の評価（6.5点未満） ・九州地方整備局発注の過去1ヶ年度+当該年度の土木関係工事で6.5点未満の工事の有無 (単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)	(減点)
工事の安全確保	■表彰 ・九州地方整備局発注の土木関係工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無	10
	■安全管理の状況 ・過去1年間の死亡事故及び公衆災害の状況	(減点)
防災業務の実績	■災害時等応急対策工事等の協定締結の実績 (様式-3) ・河川における過去2ヶ年度+当該年度における協定等締結の実績	5
	■洪水時河川巡視の活動実績 (様式-4) ・過去2ヶ年度+当該年度における洪水時河川巡視の実績	5

※配点は満点を示しており、内容により評価する。

※土木関係工事とは工事種別が「一般土木工事」及び「維持修繕工事」で堤防除草工事を除く工事をいう。